現代消費者法 No.36 に誤りがありました。お詫びして、以下のように訂正いたします。

# ≪1頁肩書≫

- 〔誤〕特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム理事長
- 〔正〕特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム理事長・佐賀大学教授

### ≪48 頁右段 3 行目~4 行目≫

- 〔誤〕民事法<u>(割賦販売法・資金決済に関する法律〔資金決済法〕等)</u>による規整
- 〔正〕民事法並びに割賦販売法・資金決済に関する法律(資金決済法)などによる規整

## ≪150 頁左段 2 行目~8 行目≫

- [誤] 訪問販売や電話勧誘販売等による消費者被害に遭いやすく、高齢者<u>による消費者被害相談の</u>件数は年々増加している。<u>ところが</u>、家族や地域との関係から被害を申告できずにいる高齢者<u>は</u>多いと思われ<u>、現実に消費者被害に遭っている高齢者は統計の数</u>字以上に多いのではないかと感じている。
- 〔正〕訪問販売や電話勧誘販売、訪問購入取引等による消費者被害に遭いやすく、高齢者の苦情相談件数は苦情相談全体の割合からみても年々増加している。一方、家族や地域との関係から被害を申告できずにいる高齢者も多いと思われる。相談の現場から、現実にそのような高齢者の事情や心理が垣間見えた一例を紹介したい。

### ≪151 頁右段 14 行目≫

- 〔誤〕同じように被害の申告がされず
- 〔正〕相談窓口や警察等へ被害の申告がされず

## ≪151 頁右段 16 行目≫

- 〔誤〕訪問販売、電話勧誘販売の
- 〔正〕訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入取引等の

## ≪151 頁右段 21 行目≫

- 〔誤〕高齢者<u>の</u>問題意識を高め<u>、</u>自己防衛に結び付ける
- 〔正〕高齢者自身の問題意識を高め自己防衛に結び付ける